

松山市商店連合会発行の「商品券」は 平成25年10月31日(木) をもってご利用できなくなります。

長らくのご愛顧、誠にありがとうございました。
未使用の商品券は以下の通り、現金による払い戻しを行います。

■お申し出・払い戻し期間

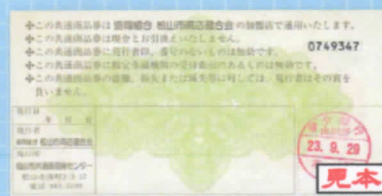
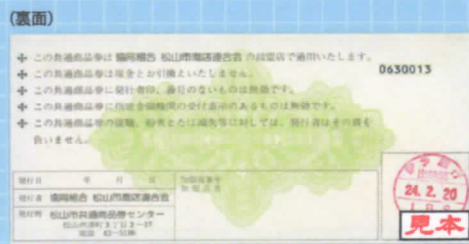
平成25年11月1日から平成26年1月31日まで

この期間にお申し出がない場合は、払い戻し手続きから除斥されますので十分ご注意ください。

■お申し出・払い戻しの時間及び払い戻し休止日

午前10時～午後5時 休止日：水曜日 12/31・1/1・1/2・1/3

【払い戻しの対象となる商品券】



■お申し出・払い戻しの方法

お手持ちの未使用の「商品券」とともに、下記払い戻し場所へご提出ください。現金による払い戻しを行います。

■お申し出・払い戻しの場所

大街道中央商店街振興組合 map A
〒790-0003 愛媛県松山市三番町二丁目3番地3 TEL089-943-5192

松山銀天街第一商店街振興組合 map B
〒790-0012 愛媛県松山市湊町三丁目3番地17 TEL089-943-5100

※注意事項：偽造または変造された商品券、3分の1以上が滅失した商品券は払戻しできません。



協同組合 松山市商店連合会

事務局 / 〒790-0003 愛媛県松山市三番町二丁目3番地3 大街道中央商店街振興組合内 TEL089-943-5192 FAX089-907-0884